

専門相談員の質向上へ

福祉用具計画ガイドライン作成

くせん

福祉用具専門相談員協会（ふくせん）理事長＝岩元文雄カクイックスワイン（社長）は14日、「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」をまとめた。用具の選定にあたって根拠となるアセスメントや利用目標の達成状況のモニタリングなど、一連の手順や基本的な考え方を示した。計画を作成するかにとどまらず、計画作成を通じてケアマネジャーも他の専門職とともに支援ができるよう、福祉用具専門相談員の質向上を図るねらいもある。

介護保険サービスには一所の福祉用具専門相談員はただ、言わされたままに用具をそれぞれケアプランに基づいて用具の利用目標や選定理由、利用時の留意点を記載したサービス提供計画の作成が義務付けられているが、訪問入浴とともになかつたのが福祉用具レンタル・販売。2012年度の報酬改定で初めて導入され、事業

していく第一歩といえる。次に問われるのは内容だ。ふくせんでは福祉用具サービスの支援経過を明確にし、福祉用具専門相談員がケアマネジャーなど他職種と共に連携を持って支援できることにするため、サービス計画のガイドラインの作成に取り組んだ。ガイドラインでは、サービス計画の目的である「福祉用具サービス計画」を作成する必要になり、用具の選定に必要なアセスメントやケアマネジャーとの連携が不十分、レンタルしつ放しで効果検証がなされ

ガイドライン発表会
員。中央が白澤教授



画を作成する事が重要なことで、情報収集はケアマネジャーとの密接な連携によって行なうとも求めている。

また、福祉用具の利用目標についてば、アセスメントで得られた課題解決に向け自指す生活像を具体化すれば、介護支援事業所に対し、ガイドラインの活用促進を図つていく考えを示している。

ガイドラインの発表会見でも裏なるところから、アセスメントは自宅を訪問して行なうこと、まだ、支援の方向性や利用者が目指す生活実現をケアマネジャーと共に共有する。「一人で賣い物ができる」「一人で食事ができるようになる」「一人で買い物ができるようになる」などだ。この目標に対し、実現するためには、必要だと判断した福

祉用具を品目で記載し、用具の裏打ち役割を端的に記載する」とした。

ガイドラインの発表会見で、調査研究事業検討委員会でガイドライン作成にあたった白澤政和桜美林大学

大学院教授は「他の介護保険サービスではなく定期的

検証するモニタリングにお

いても重要な指標となる」とから、福祉用具との関係をできるだけ具体的に示すことが重要だとしている。

ガイドラインは厚生労働省の研究補助事業として作成した。同省は14日、福祉用具レンタル事業所や居宅介護支援事業所に対し、ガ

イドラインの活用促進を図つていく考えを示している。

シルバー新報 2014年(平成26年)4月18日(4面)